

## 協議事項 1 会議の公開・非公開について

### 1 条例等の規定について

- ・ 薩摩川内市行政改革推進委員会は、薩摩川内市の附属機関に関する条例第2条に定める本市の附属機関である。
- ・ 薩摩川内市自治基本条例第20条及び薩摩川内市情報公開条例第25条の規定により、委員会の会議は、公開が原則とされている。
- ・ 今般、薩摩川内市情報公開条例の改正に併せて、薩摩川内市会議の公開に関する要綱（以下「要綱」という。）が新たに施行され、附属機関等の会議の公開等について必要な整備がなされたところである。
  - (1) 公開又は非公開の決定は、会長が、当該委員会に諮って行うものとし、会議の非公開を決定したときはその理由を明らかにすることになっている。
  - (2) 委員会を開催するに当たっては、原則として、別紙1上段の様式第1号により当該委員会の開催を1週間前までに市ホームページ等で公開する必要がある。
  - (3) 委員会の公開又は非公開にかかわらず、委員会終了後速やかに当該委員会の結果を、別紙1下段の様式第3号により市ホームページ等で公表する必要がある。

### 2 経緯

- ・ 平成23年度に本市において初めての事務事業外部評価の諮問を委員会に行いました。
- ・ 委員会において、評価作業の公開又は非公開の取り扱いに関する協議が行われましたが、初めての外部評価であったことから、評価作業は非公開としてきた。ただし、議事録については、委員個人が特定できない形で本ホームページに公開をおこなってきた。
- ・ 平成24年度最初の委員会（平成24年4月23日）においても、今年度の評価作業の公開又は非公開の取り扱いについて協議が行われ、「公開することにより、踏み込んだ議論ができなくなることが懸念される」ことから、評価作業は非公開とする決定がなされた。

### 3 今後の取扱い（協議事項）

委員会の会議は関係条例により基本的に公開とされているが、「外部評価作業」に係る事項については、前回の会議において非公開とする旨の決定がなされた。

については、市ホームページ等の環境が整い次第、要綱に基づく様式により委員会の開催及び結果を事務局において公表する。なお、非公開の理由は次のとおりとし、また、委員会の結果については、引き続き、委員個人が特定できない議事録によるものとする。

また、9月に2回開催予定の「答申に係る評価の取りまとめ」の会議については、8月の委員会においてあらためて「公開又は非公開の協議」を行い決定していただく予定である。

#### ・ 非公開の理由（事務局案）

事務事業の外部評価にあつては、当該事務事業に係る不特定多数の利害関係者が存在する。事務事業の手法の改善及び予算の削減又は拡充に関しての協議段階における公開は、公正な審議の妨げとなり、会議の目的を達成できない恐れが予想されるため。なお、本委員会から薩摩川内市長への答申内容等については、公開予定である。

## 参考条文

### ○薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年10月12日条例第38号）

（設置）

第2条 本市に執行機関の附属機関を置き、その名称及び担任する事務は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	名称	担任する事務
市長	(略)	(略)
	薩摩川内市行政改革推進委員会	市長の諮問に応じて、本市が行う行政改革の推進及びこれに関連する事項を調査・審議する事務
	(略)	(略)
(略)		

### ○薩摩川内市自治基本条例（平成20年9月26日条例第41号）

（審議会等への参加）

第20条 市は、審議会等の委員を選任するときは、次に掲げる場合を除き、当該審議会等の委員の全部又は一部を公募により選考しなければならない。

- (1) 特に専門的な審議を行う場合
- (2) 特定の個人又は団体等に対する審議を行う場合
- (3) 行政処分に関する審議を行う場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか正当な理由がある場合

2 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開とした場合は、この限りでない。

### ○薩摩川内市情報公開条例（平成16年10月12日条例第12号）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（「以下「法令等」という。」の規定により開示することができないとされている情報
- (2)～(7) (略)

（会議の公開）

第25条 実施機関に置かれた附属機関及びこれに準ずる機関は、薩摩川内市自治基本条例第20条第2項の規定に基づき、その会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

## ○薩摩川内市会議の公開に関する要綱（平成24年3月28告示第172号）

（趣旨）

第1条 この告示は、薩摩川内市情報公開条例（平成16年薩摩川内市条例第12号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

（対象とする会議）

第2条 この告示の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

（会議の公開）

第3条 審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、公開するものとする。

(1) 法令等の規定により会議が非公開とされているとき。

(2) 条例第7条各号に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当する事項について審議、審査、調査等（以下「審議等」という。）を行うとき。

(3) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき。

（公開又は非公開の決定）

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき審議会等の長が、当該審議会等の会議に諮って行うものとする。

2 審議会等の長は、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、当該審議会等の会議に諮って会議を非公開とすることができるものとする。

3 審議会等の長は、会議の審議等の事項に非公開とすべき事項とそれ以外の事項とがある場合において、審議等を容易に分離して行うことができると認められるときは、当該審議会等の会議に諮って非公開とすべき事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。

4 審議会等の長は、会議の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

（会議開催の事前公表）

第5条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催をあらかじめ公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項に規定する公表は、当該会議の開催日の1週間前までに、審議会等の会議開催通知（様式第1号）により、情報公開コーナー及び市ホームページにおいて行うものとする。

（公開の方法等）

第6条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場（以下「会場」という。）に一定の傍聴席を設けるよう努めるものとする。

3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、審議会等の長が当該審議会等に諮り、特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。

4 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、会議の傍聴受付簿（様式第2号）に必要な事項を記載しなければならない。

5 審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

（傍聴することができない者）

第7条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができないものとする。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者酒気を帯びていると認められる者
- (2) 異様な服装をしている者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者  
(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話その他の情報通信機器の電源を切ること。
- (7) 撮影又は録音等をしないこと。ただし、特に審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議資料の閲覧)

第9条 審議会等は、公開する会議においては、傍聴者が会議資料（不開示情報が記録されている場合を除く。）を閲覧できるようにするものとする。

(会議録の作成)

第10条 審議会等は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議に係る会議録又はその概要を作成するものとする。

(会議結果の公開)

第11条 審議会等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに当該会議の会議結果を、審議会等の会議結果報告（様式第3号）により、情報公開コーナー及び市ホームページにおいて公表するものとする。

2 審議会等は、公開した会議については、会議終了後速やかに当該会議の会議資料及び会議録又はその概要を、情報公開コーナー及び市ホームページにおいて公表するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定その他の手続等について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、審議会等において別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

